

市内保育・教育施設における不適切保育について

1 概要

市内保育・教育施設（幼保連携型認定こども園）については、令和3年10月以降、特定の保育士による不適切保育が行われているとの複数の相談が、市に寄せられていました。

令和3年10月29日以降、園への立入調査を開始し、同年11月30日に職員配置不足や不適切保育の疑いに関して指導文書を発出しました。

現在も継続して、繰り返し指導や立入調査を行っておりますが、現時点で不適切保育は行われていないことを市として確認しています。

一方で、令和5年2月に、令和3年8月に行われていた不適切保育が動画で確認できたことから、令和5年2月15日に改めて指導文書を発出しました。

当該動画は、令和3年12月に2名の市職員が視聴しておりましたが、当時の情報提供者から動画データの提供が受けられず、動画に記録された児童、保育士について、その後の特定や再確認ができませんでした。

今回、改めて動画を視聴する機会があり、不適切保育と判断し、再指導に至ったものです。

現在、保護者や保育従事者等からの不適切保育に関する相談を受ける専用窓口の設置や、通報を受けた後の対応方法の手順、情報共有のルールの整備について検討を進めています。

2 経緯

令和3年度	10月以降	複数の保護者から区へ、子どもが特定の保育士を怖がり、登園を嫌がっている旨の相談を受ける。
	10月29日	市による立入調査 園長：「保育士による児童への叱責の事実があり、当該保育士には園長から指導済み。また、先生同士の人間関係の問題があり、年度内に複数の職員の退職予定がある」
	11月10日	市による立入調査（園長、園職員の計9名へのヒアリングを実施） ※特定の保育士による不適切な行為について、複数の証言が得られた。 また、年度末までに多数の職員の退職見込みがあることや、園運営側と職員とのコミュニケーション不足、園と保護者とのコミュニケーション不足も確認。 【保育士が見た行為】 ・遊具から子どもを引っ張り下ろす（手をぎゅっと握って） ・部屋を暗くし、雷の音を模して、隣室から壁を強くドンドンと叩く ・朝、おむつにウンチをしてくることが多い子を叱る ・子の手を引っ張って床の上を引きずる ・子どもを逆さ吊りにする 【保育士が児童から聞いた行為】 ・歯ブラシを喉の奥に入れて嘔吐 ※不適切な保育を行ったとされる保育士へのヒアリングは、本人が長期休暇取得後、退職し、令和3年度中は実施できず。
	11月30日	指導文書（1回目）の発出、園長に手交

	12月6日	<p>区役所に園関係者 A 様、B 様が来庁、不適切保育が映った動画の提示があり、市職員 2 名が視聴。</p> <p>※市職員から動画データの提供を依頼したが、その後もいただくことができなかった。また、この時、園関係者 A 様、B 様の連絡先を聞かなかったため、その後、市からの連絡もできなかった。</p> <p>【動画の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設内で、1 名の保育士が 1 名の児童と向かい合い、児童に言い聞かせている様子あり。 ・ 泣いている児童の顎や頬を保育士が片手でつかみ、無理やり児童の顔を保育士の方に向かせる行為を、繰り返し行っている。 ・ 7、8メートル程度離れた場所から撮影した様子。2分程度。音声は不鮮明。
	12月7日	園から改善計画書が提出される。
	12月9日	改善計画書について、市から園に再検討を指示
	12月10日	市による園訪問（保護者や職員への説明に関する指導） 市から園に、動画の内容を口頭で伝え、強く指導
	12月13日	園から改善計画書が再提出される。
	12月14日	市による園訪問（保護者や職員への説明に関する指導）
	12月17日	園から改善計画書が再々提出される。
	12月23日	園から保護者への個別説明に、市職員が同席（計 30 組）
	12月24日	※保護者からの要望を受け、園は、別途集合による保護者説明会の開催
	12月27日	を 1 月下旬、2 月中旬に予定した。いずれも新型コロナの感染拡大により延期。
	1月12日	
	1月18日	
	3月9日	市による園訪問（保護者説明会の開催に向けた指導）
	3月10日	園による保護者説明会（市職員が同席）
	3月11日	・園長が改善計画を説明し、特定の保育士による不適切な保育(走り回る等危険行為を行った児童に対して腕を掴んで強い口調で注意する行為)を一部認め謝罪
令和4年度	4月18日	
	5月2日	市による立入調査（運営状況確認のため園職員にヒアリング）
	5月9日	
	5月12日	市による園職員へのヒアリング
	6月7日	
	6月29日	本市保育士職による園保育士に対する研修実施
	6月30日	
	9月5日	市による立入調査（改善状況の確認）
	11月21日	<p>市による立入調査（改善状況の確認）</p> <p>令和3年 11 月 30 日に出した指導文書の項目については概ね改善を確認。職員配置については、確認継続となった。</p>

12月14日	区から園長へ連絡した際に、既に園の弁護士により聞き取りを行って園のホームページに掲載したことを園長から聞き、掲載の事実を知った。 ※掲載内容（抜粋） 「園の弁護士による当該保育士への聞き取り調査を実施、当該保育士が通常の業務に付随する範疇の注意を行った事実を確認することはできたが、それ以上の問題行動等は確認できなかった」
12月15日	区から園長へ、ホームページに掲載されている、当該保育士への聞き取り調査の内容について、詳細な報告を求める。
1月18日	市による園長・弁護士へのヒアリング ・12月14日付の園ホームページの掲載内容について聞き取り。 ※不適切保育とは何か、十分理解がされていない中で、当該保育士へのヒアリングであったことがわかる。
1月23日	園関係者C様から、区に連絡あり。 「園での不適切保育が映った動画がある。以前にも職員が動画を見て、不適切保育と認識していたのに、何もしていないのはなぜか」 先方との調整により、2月2日区に来庁いただくこととなる。
2月2日	園関係者C様が区に来庁。 ・不適切保育の動画の提示をいただき、区職員2名が視聴。令和3年12月6日に視聴したものと同一のものであることを確認。 ・被害児童を特定。 ・局職員の視聴についても了解を得る。
2月3日	区から園関係者C様へ、市役所への来庁について依頼。同日、園関係者C様が市役所に来庁し、市職員5名で動画を視聴。
2月6日	区から園に対し、指導のための日程調整を連絡
2月9日	園の弁護士より連絡があり、2月20日に対応する旨連絡あり
2月14日	動画に映っている人物が特定され、動画内容が不適切保育に該当することが確認できたことから、組織として早急に文書指導する必要があると判断。 市から被害児童の保護者に対して、令和3年12月の動画確認後の文書指導の遅れについて謝罪、2月15日に文書指導する予定を説明。 同月17日に経過を説明することとなった。
2月15日	指導文書（2回目）の発出、園長に手交
2月17日	園関係者C様を含む保護者複数名が来庁。 市から2月15日の文書指導の内容と、園長に手交した際の状況を説明
2月20日	市から園長に対して、2月15日の文書指導項目を改めて説明。 改善に向けて迅速かつ真摯に対応するよう促した。 また、園のホームページの12月14日掲載内容が削除されたことを確認。
2月24日	園のインスタグラムに、ホームページと同様の記載が残っていることについて、区から園長に対して削除を指示（2月27日、削除を確認）
2月27日	園から改善状況報告書が提出される。 改善状況報告書について、市から園に、再検討を指示。
2月28日	園から改善状況報告書が再提出される。
3月4日	改善状況報告書について、市から園に、再検討を指示。
3月5日	市による保護者説明会（計2回、44世帯51人）

3月6日	園から改善状況報告書が再々提出される。
3月8日	市による不適切な保育を行ったとされる保育士へのヒアリング 市による園長・弁護士へのヒアリング ・3月6日に園から再々提出された改善状況報告書の取組状況について聞き取り。

3 今後の対応

(1) 園から提出された改善状況報告書の内容を基に、改善に向けた指導・確認を行っていきま

す。
なお、法人が行う事実確認のためのヒアリングについては、随時状況を確認していきます。

(2) 今回の市の対応を踏まえ、次の取組を行います。

ア 不適切保育に関する専用の相談窓口の設置

保護者及び保育従事者からの不適切保育に関する相談・通報を外部の専門相談員が受け付けるとともに、子どもの権利擁護に精通している弁護士による相談内容の整理、行政による調査等への助言を行うなど、相談者が安心して相談・通報できる窓口を新たに開設します。

(令和5年4月1日開設予定)

イ 相談・通報内容の情報共有や対応フローの明確化

相談・通報を受け付けた後の庁内における情報共有や対応方針の決定方法、進捗管理等について、マニュアルを定め、適切な対応につなげます。(令和5年3月末策定予定)

4 添付資料

別紙 (幼保連携型認定こども園の運営に関する改善指導の内容)

幼保連携型認定こども園の運営に関する改善指導の内容

令和3年11月30日付

＜指導項目＞

- (1) 保護者との連携を十分に図り、信頼関係を築きながら保育を進めること
- (2) 職員配置について、令和3年11月1日から11月13日までの期間における状況を調査した結果、基準に照らし保育教諭等が不足している日があることが確認されたため、児童の数に対して必要な数の保育教諭等を配置すること

＜懸案事項＞

- (1) 不適切な保育が行われている疑いがあること
 - ア 職員の指示通りに行動できない子どもに対し、強く叱り恐怖心を与えるなどの行為
 - イ 職員の指示通りに行動できない子どもの腕をつかみ、強く引っ張る等の行為
 - ウ 3歳未満児への保育方針として、午睡や食事の介助の対応など要領に則していない部分があること
- (2) 複数の職員が、園長等及び職員間において意思疎通や情報共有が不十分だと認識していること
- (3) 職員の退職等に伴う令和3年度中及び令和4年4月以降の職員体制の確保

令和5年2月15日付

＜指導項目＞

- (1) 令和3年8月に、元職員による、子どもへの不適切な保育が行われていたことが確認された。改めて迅速かつ正確に事実確認を行い、再発防止策を講じること。
(不適切な保育の内容)
職員が子どもに指導する中で、子どもの顎を職員の指で掴む、及び子どもの頬に職員の手を当てて、子どもの意思に反して無理やり職員の方を向かせる行為を複数回繰り返した。
- (2) (1)の事実が確認できたことから、令和3年11月30日の指導文書の2(1)ア～ウの懸案事項について、改めて正確に事実確認を行うこと。
- (3) (1)(2)に関連して、本市から直接当該元職員へ聞き取りを行うため、速やかに聞き取りの場を設定すること。また、本市から当該元職員以外の職員へ聞き取りを行う際、協力すること。
- (4) 子どもへの不適切な保育に関わった元職員に対して、園が依頼した弁護士が令和4年10月に任意聴取を実施し、当該園のホームページに「問題行動等は、確認できなかった」とする内容を12月に掲載した。
この任意聴取について、令和5年1月に本市が当該弁護士及び理事長へヒアリングしたところ、不適切な保育についての十分な理解がないまま当該元職員の「問題行動等は、確認できなかった」と結論付けていることが確認できた。
この度(1)の事実が確認されたことから、当該ホームページを直ちに修正又は削除すること。
また、法人責任者であり職員への指導的立場にある理事長は、子どもの人権や不適切保育についての理解を十分に深め、施設全体の保育の質の向上に取り組むこと。
- (5) (1)～(4)を踏まえ、(1)の当該子どもの保護者、現在及び令和3年8月当時に在籍していた子どもの保護者、並びに職員に対して、これまでの経緯や再発防止策等の説明や謝罪等、真摯に対応し、信頼回復に努めること。